

令和8年度利用予約分 「休日保育の予約方法」について

【休日保育の利用登録は、年度ごとに更新が必要です】
**電子申し込みシステムにて以下の証明書が確認できない場合、
令和8年4月以降の予約申込ができません。**

更新方法

利用登録のあるお子様に関しては新たに面談は必要ありません。



【令和8年度4月以降利用したい方】

◎令和8年2月16日以降

「令和8年度休日保育利用理由証明書」もしくは吹田市に提出済みの「勤務(内定)証明書」を吹田市電子申請システムに添付して提出してください。

(申請日から起算して半年以内のもの 例:令和8年3月1日申請 → 令和7年9月1日以降)

※支給認定証をお持ちの方は、支給認定証を利用理由証明書の代わりとすることができます。

(支給認定証の保育を必要とする事由が休日保育利用理由と同一であり、かつ、利用希望日に有効なものに限る)

※令和8年度 休日保育利用理由証明書は、吹田市ホームページからダウンロードしてください。

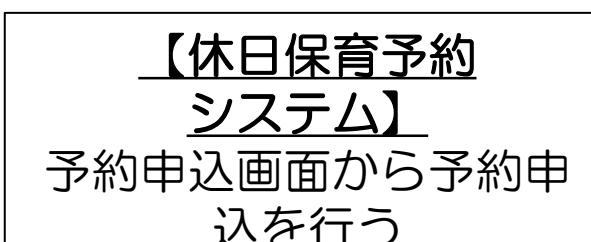


書類に不備があった場合

「内容のご確認及び修正のお願い」メールが届く
メールをご確認の上、修正してください。

書類受理

「年度更新作業完了のお知らせ」メールが届く



予約方法の詳細等については、以下の吹田市ホームページを確認してください。



WEB申し込みの環境の無い方は、下記にお問い合わせください。

【問合せ先】吹田市 児童部 保育幼稚園室(休日保育担当)TEL:06-6384-1568